

(目的)

第一条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に規定する暴力団の排除についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県又は市の区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、相互の連携及び協力を図りつつ、自主的な暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(運用上の注意)

第七条 この条例の運用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(推進体制の整備)

第八条 市は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体が相互に連携をして暴力団の排除を推進できる体制を整備するものとする。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第九条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第三項において「暴力団密接関係者」という。）を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長その他の執行機関又は公営企業管理者は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くものとする。
- 3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（暴力団又は暴力団員等の関与を示唆した要求に対する措置）

第十条 市長は、暴力団又は暴力団員等の関与を示唆することにより市長その他の執行機関又は公営企業管理者を補助する者に対し市の事務等に関する要求をした者があったときは、その者の住所、氏名及び当該要求の内容を公表する。

（県への協力）

第十一条 市は、県の求めに応じ、県が実施する暴力団の排除に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

（市民等に対する支援）

第十二条 市は、市民、事業者及び関係団体（以下「市民等」という。）が基本理念にのっとり暴力団の排除に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、指導、助言その他の支援を行うものとする。

（暴力団排除相談員）

第十三条 市長は、市民等による暴力団の排除の推進を図るため、暴力団の排除について専門的な知識及び経験を有する者に、暴力団排除相談員として、市民等が実施する暴力団の排除の取組に関する相談に係る業務を行わせることができる。

- 2 暴力団排除相談員は、前項の相談を受けたときは、当該相談に対する指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 暴力団排除相談員は、前項の措置を講ずるに当たっては、管轄署その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

（広報活動の充実等）

第十四条 市は、暴力団の排除についての市民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（管轄署との連携等）

第十五条 市は、第十二条に規定する支援及び前条に規定する措置を講ずるに当たっては、管轄署との連携を図るものとする。

- 2 市は、警察本部長が暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して講ずる保護の措置について、必要な協力をを行うものとする。

（少年の健全な育成を図るための措置等）

第十六条 市は、市が設置する小学校及び中学校において、児童又は生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、県との連携を図るものとする。
- 3 父母その他の保護者は、この条例の趣旨を理解するとともに、子の教育について第一義的責任を有するという教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、家庭において暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うよう努めるものとする。

（利益の供与の禁止）

第十七条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与（金品その他の財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。）をしてはならない。

- 2 市民及び事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

（委任）

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関及び公営企業管理者がそれぞれ定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。